

令和３年度決算に基づく健全化判断比率等の概要

上山市の令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要を次のとおりお知らせします。

１ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政を適正に運営することを目的として、平成１９年６月に公布されました。

この法律は、「早期健全化」と「財政再生」の２段階で財政状況の悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況を明らかにしようとするもので、地方公共団体は毎年度、次の健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられています。

《健全化判断比率》（一般会計等）

- （１） 実質赤字比率
- （２） 連結実質赤字比率
- （３） 実質公債費比率
- （４） 将来負担比率

《資金不足比率》（水道事業、下水道事業会計などの公営企業）

（※）標準財政規模：市税収入や普通交付税の合計額から計算される地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表します。

２ 健全化判断比率

（１） 実質赤字比率

令和３年度算定数値	早期健全化基準	財政再生基準
－％	１３．５９％以上	２０．０％以上

※赤字を生じていないため、比率は－％と記載しています。

一般会計等の赤字額の程度を指標化したもので、上山市で対象となるのは一般会計のみです。

令和３年度決算では、赤字は生じませんでした。

比率の分子は赤字額、分母は標準財政規模です。

歳入が歳出に不足することは、一般家庭と同様に深刻であり、赤字が発生した場合はその原因を明らかにして速やかに赤字を解消する必要があります。

(2) 連結実質赤字比率

令和3年度算定数値	早期健全化基準	財政再生基準
－％	18.59％以上	30.0％以上

※赤字を生じていないため、比率は－％と記載しています。

一般会計と一般会計以外の全ての会計の収支を合算し、上山市全体としての赤字額の程度を指標化したものです。

一般会計以外の会計は、次のとおりです。

- ・国民健康保険特別会計
- ・農業集落排水事業特別会計
- ・介護保険特別会計
- ・浄化槽事業特別会計
- ・後期高齢者医療特別会計
- ・産業団地整備事業特別会計
- ・水道事業会計
- ・下水道事業会計

このように、市の会計には、市税や地方交付税等を主な財源として、福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計のほか、料金収入等の特定の収入を主な財源として、特定の事業（行政サービス）を行う公営事業会計など複数の会計に分かれています。

それぞれの会計の収支を合算して、市全体の資金の不足の程度を把握するため新たに設けられた指標で、分子を赤字額、分母を標準財政規模として求めます。

令和3年度決算では、全ての会計で赤字は生じませんでした。

比率の分子は連結した赤字額、分母は標準財政規模です。

この指標が一定以上の地方公共団体は、赤字額が多額になっている会計が存在していることになり、その会計が全体の財政運営に大きな影響を与えていることになります。

(3) 実質公債費比率

令和3年度	令和2年度	令和元年度
6.8%	6.8%	6.7%

早期健全化基準	財政再生基準
25.0%以上	35.0%以上

市が建設事業を行う場合に、公的資金や市中銀行から借り入れている借入金の返済額やこの返済額に準じるものとされているものの額の大きさを指標化したもので、分子をこれらの額、分母を標準財政規模とし、過去3ヵ年を平均して求めます。

返済額に準じるものとしては、

- ・PFIで建設した学校給食センターの建物購入費など、将来に負担することを約束したもの
- ・下水道事業などの公営企業会計の借入金の返済に充てるため、一般会計から繰り出す経費
- ・山形広域環境事務組合の施設整備等に係る借入金の返済額のうち市が負担金として負担しているもの

などをいいます。

この「実質公債費比率」が高くなるほど、借入金返済という義務的な経費が多くなり、財政の弾力性が低下します。

令和3年度の実質公債費比率は、令和2年度と同じ6.8%となりました。

今後も急激な比率の上昇を抑え、安定的な財政運営とするため、毎年の借入額は返済額を超えないこと財政規律として、計画的な事業の実施に努めてまいります。

(4) 将来負担比率

令和3年度	令和2年度	令和元年度
43.9%	66.8%	84.3%

早期健全化基準
350.0%以上

一般会計等の借入金の残高や将来の支払いを約束しているものなど、将来負担しなければならない可能性のあるものの令和3年度末時点での見込額を指標化し、その負担額が地方公共団体の財政運営をどの程度圧迫するかを示す指標です。

分子は、将来負担額から基金（預金）の残高等を控除したもの、分母は標準財政規模になります。

将来負担額には、借入金の残高などのほか、職員の退職手当、公営企業会計の借入金残高のうち一般会計等が将来負担する見込額、その他土地開発公社の負債や第三セクターの負債まで算入されます。

令和3年度の上山市の将来負担比率は43.9%で、令和2年度と比較し22.9ポイント改善しました。

改善の主な要因は、公共施設等保全整備基金などの基金残高が増加したことや、借入金の残高が減少したことによります。

「将来負担比率」が高いということは、将来義務的な支出の割合が高くなるため、地方公共団体における今後の財政の柔軟性が低下することになりますので、今後も引き続き事業を厳選し、将来負担比率が急激に上昇しないように努めてまいります。

3 資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0％
下水道事業会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	
浄化槽事業特別会計	—	
産業団地整備事業特別会計	—	

※ 資金不足額がない場合は、「—」と記載しています。

上記公営企業の資金不足額を、料金収入等の規模で示される「事業規模」と比較して指標化し、各公営企業会計の経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

令和3年度決算に基づく上山市の公営企業会計の資金不足比率については、全ての公営企業について資金不足額は生じませんでした。